

令和元年度 第1回岡崎市社会福祉審議会低所得者福祉専門分科会 議事録	
開催日時	令和元年12月26日(木) 午後1時30分～午後2時50分
開催場所	岡崎市役所西庁舎7階 701号室
委員	出席者：三浦博幸、山口正子、田中浩之、古田学、長岩嘉文、伊豆原徹也 欠席者：小原淳、高村俊史、阿部正和 ※その他、高村俊史委員の代理として高辻俊憲氏がオブザーバーとして出席した。
事務局	地域福祉課長：中川英樹、副課長：本間孝司、主任主査：天野智、中嶋耕一 主事：大竹裕己、事務員：鈴木孝昌
会議次第	(1) 専門分科会長の選出について…(資料1・2) (2) 副専門分科会長の指名について…(資料1・2) (3) 岡崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について…(資料3) ア 無料低額宿泊所の概要と条例の制定理由 イ 厚生労働省令の概要と独自基準の検討
傍聴者	なし
議事要旨	【(1) 専門分科会長の選出について】 ○事務局 岡崎市社会福祉審議会条例第7条第2項の規定より、専門分科会長は委員の互選により定めることとある。分科会会長の選出は、指名推薦の方法によりたいと思うが、委員からの推薦はあるか。 ○山口委員 事務局案はあるか。 ○事務局 事務局からは、日本福祉大学中央福祉専門学校校長の長岩嘉文委員を提案するが、どうか。 ○各委員 異議なし。 ○事務局 異議なしのため、長岩委員に専門分科会長をお願いする。 【(2) 副専門分科会長の指名について】 ○長岩会長 議事に入る前に、議事録署名者の選出がしたいが、こちらに一任でよければ、山口委員と古田委員をお願いしたいがどうか。 ○各委員 異議なし。 ○長岩会長 異議なしのため、御二人をお願いする。続いて副専門分科会長だが、岡崎市社会

福祉審議会運営規程第5条の規定に基づき、職務を代理する者を会長が指名できるが、三浦委員に願う。

【(3) 岡崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について】
「ア 無料低額宿泊所の概要と条例の制定理由」の事務局説明に対して

○伊豆原委員

条例は、令和2年3月議会での議決を目指すという考えでいいか。

○事務局

その予定である。

○三浦委員

無料低額宿泊所の「低額」の要件とは何か。

○事務局

居室使用料が近隣の一般相場と比べて低額であるということ、また生活保護制度の住宅扶助基準額内であること、例えば岡崎市の場合、単身者なら37,000円以内が低額となる。

○三浦委員

今回の条例制定で貧困ビジネスを是正できるのか。

○事務局

是正に努めていくことになる。基準に満たない事業者については、改善命令をしていくことになる。

○山口委員

岡崎市の無料低額宿泊所は現在どんな状況か。

○事務局

過去には2か所あったが、そのうち1か所は廃止したため、現在1か所で無料低額宿泊所が運営されている。

○長岩会長

1か所の無料低額宿泊所があるということだが、他に無届で無料低額宿泊所事業を行っている施設について、把握しているのか。

○事務局

今のところ、無届施設は把握していない。把握方法は主として生活保護受給者からの聞き取りなどからの確認となるが、把握方法の研究を行い、無料低額宿泊所が適正に運営されるよう努めていきたい。

○長岩会長

公式には無届施設を把握していないということだが、実際にはあり得るといふことか。

○事務局

可能性としてはあり得る。

○長岩会長

現在、届出されている施設については、きちんとして運営ができているという認識でいいか。

○事務局

問題ない。

○山口委員

岡崎市には、生活保護受給者が多く住むアパートもあるが、それは無料低額宿泊所に当たらないのか。

○事務局

無料低額宿泊所の定義だが、生活保護受給者が多く住んでいても、必ずしも無料低額宿泊所に当たるわけではない。賃貸借契約以外の契約に基づき入居していることや居室使用料・共益費以外の料金を受領していることなどいくつか要件がある。

○長岩会長

住居の契約だけなら問題ないが、実は別のサービス提供をしている場合、要件に該当するということか。

○事務局

その通りである。

○古田委員

現在1か所ある無料低額宿泊所には監査や調査は行っているのか。

○事務局

年に1回、施設設備の検査や施設利用者に対する処遇の確認のため、監査を行っている。

(3) 岡崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
「イ 厚生労働省令の概要と独自基準の検討」の事務局説明に対して

○伊豆原委員

無料低額宿泊所の入居期限は1年以内なのか。

○事務局

契約期間は1年以内だが、更新することはできる。

○伊豆原委員

暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とあるが、密接の判断基準は何か。

○事務局

密接の判断基準について、一律に示すのは難しい。個別具体的な事案に応じて、総合的に判断していくことになる。

○伊豆原委員

無料低額宿泊所の運営への補助金制度等はあるのか。

○事務局

現状、補助金制度等はない。ただし、優良な無料低額宿泊所には今後、日常生活

支援住居施設として業務委託を行っていくことはあり得る。

○長岩会長

実態として、1年以内に退居するケースはあるのか。

○事務局

あるが数は少ない。そもそも一般のアパート等に入居できない方が入居するケースが多いので、入居期間は長くなりがちである。

○長岩会長

暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは反社会勢力のことなどか。

○事務局

それも含まれる。

○田中委員

暴力団排除の範囲に設置者が入るのは、後で分かった時に大変ではないかという不安を感じる。

○高辻氏（オブザーバー）

現在1か所ある無料低額宿泊所については、今回の条例の基準に適合しているのか。

○事務局

設備等については適合している。運営については、今回、新たに課される内容があるので、今まで以上にしっかりした運営を求められることにはなる。

○高辻氏（オブザーバー）

条例として、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービス提供に係る契約がそれぞれ別なのはいいが、それ以外のサービス契約を別の事業者が行う場合は、そもそも無料低額宿泊所の範囲から外れてしまうことが考えられるが、その対策はあるか。

○事務局

今後の検討内容とする。

○長岩会長

名古屋市等では、現に同じ系列の別会社でそれぞれ契約を行い、無料低額宿泊所には該当しないと謳い規制を逃れるビジネスモデルがあるので、今後よく検討してもらいたい。

○三浦副会長

一般のアパート等を利用できない方にとっては、とてもいい施設だと思う。だからこそ警察等としっかり連携し、貧困ビジネスや反社会勢力を排除してほしい。ただし、普通に行って儲けが出る事業だと思えないため、社会福祉法人が主として行うべき事業だと感じる。一般的なビジネスモデルとしては難しいので、一定水準を維持するためには、公費の投入が必要なのではないかと考える。

○長岩会長

現在1か所ある無料低額宿泊所の事業者はNPO法人か。また、施設長は条例の

要件を満たしているのか。

○事務局

事業者はNPO法人である。施設長は社会福祉士の資格があり、要件を満たしている。

○長岩委員長

日常生活支援住居施設についてはどう考えているか。

○事務局

まだ国から指定の要件等、示されていない部分はあるが、委託ができるような優良な無料低額宿泊所ができること自体は社会資源の1つとして考えられる。

○山口委員

無料低額宿泊所では、食事の提供は必ずしなくてはならないのか。また、提供される食事は必ず手作りであるとかコンビニ弁当でもよいとか決まりはあるのか。現在ある1か所は、食事の提供をしているのか。

○事務局

食事提供のサービス自体は事業者の任意で、提供する場合も施設毎にその契約に応じて夜のみや朝と昼など自由に設定できる。食事の内容については、あまりにもひどい場合は、改善命令の対象にはなってくる。現在ある1か所は食事の提供はしていない。

○古田委員

国としては、無料低額宿泊所を増やそうとしているのか、減らそうとしているのか。岡崎市は現在1か所ということだが、それは市の規模に対してどうなのか。また、岡崎市として今後増やしていきたいのか。

○事務局

国の考えについては、基準に満たない事業者は排除し、優良な事業者はフォローしていきたいものと推察する。市としても同様の考えである。市の規模に対しての数だが、詳細な調査はできていないが、例えば近隣の豊田市には存在していない。優良な事業者であれば増やしていきたいと考える。

○長岩会長

無料低額宿泊所について、補助金制度はないということだったが、例えば高齢者のためのアパート支援等については考えてみてもらいたい。一般的に高齢者は健康面のリスク等から賃貸アパートが借りづらいと言われているが、実際に、高齢の方がアパートの契約更新ができないということが増えてきている。例えば、中野区では事業者への優遇措置を条件に、高齢者の入居をお願いするという取り組みがある。岡崎市でも今後の研究として、そういったことを考えてみてほしい。

令和2年1月15日

(署名者)

岡崎市社会福祉審議会低所得者福祉専門分科会委員

山口 正子

令和2年1月20日

(署名者)

岡崎市社会福祉審議会低所得者福祉専門分科会委員

古田 学